

日本ボーイスカウト愛媛県連盟 70 周年記念

第 16 回愛媛県連盟野営大会実施要領

1. 開催趣旨 県下のボーイスカウトが一堂に会し、3泊4日の野営を通じて互いの友情を深めるとともに、愛媛県連盟結成 70 周年を迎えるにあたり、先人達の遺した歴史を顧みるとともに、スカウトとしての資質・技能の向上を図る。
2. テーマ 『 しまなみの海 風がつなぐ友情の輪 』
3. 会 期 令和3年8月12日（木）～8月15日（日）3泊4日
4. 開催場所 松山市野外活動センター
愛媛県松山市菅沢町 Tel 089-977-2400
5. 主 催 日本ボーイスカウト愛媛県連盟
6. 後 援 愛媛県・愛媛県教育委員会・松山市・松山市教育委員会
(予定) 愛媛新聞社・NHK松山放送局・南海放送・テレビ愛媛
あいテレビ・愛媛朝日テレビ・FM愛媛・愛媛CATV
えひめリビング新聞社
7. 協 賛 公益財団法人 愛媛県スカウト運動維持財団
8. 参加資格 (1) 参加確定申込時に、令和3年度加盟登録完了のボーイスカウト以上のスカウト及び指導者で炎天下3泊4日の野営に耐えられる者
(2) ボーイスカウト関係者及び保護者
(3) 大会運営のために特に依頼された者
(4) 大会招待者
9. 日 程 表 (別紙)
10. 大会組織図 (別紙)

1 1. 各班の所掌業務 (別紙)

1 2. 参加費

- (1) スカウト及び指導者 1人 7,000円
- (2) 大会奉仕者 (全期間) 1人 4,000円
(一部奉仕) 1人 実費
①記念品 1,000円 + ②食事等(飲料水含む) 1食 500円
- (3) 参加費は、大会の準備及び開催に要する経費に充てる。
 - ・ 開催までの諸準備費用
 - ・ 大会期間中の食糧費
 - ・ 大会参加章ワッペン・チーフリング・記念品、配布資料等の費用
 - ・ 会場使用料、運営費及びプログラム活動費
 - ・ 大会期間中の会場内における救護及び衛生費
 - ・ その他

1 3. 参加申込

- (1) 参加予定申し込み (FAX 可)
団は参加予定申込書【別紙 1】に必要事項を記入し、予納金 3,000円を添えて、令和 3 年 5 月 31 日 (月) までに申し込む。
- (2) 奉仕予定申し込み (FAX 可)
奉仕者は奉仕予定申込書【別紙 3】を作成し、地区事務局に提出する。
地区事務局は奉仕予定申込書(総括表)【別紙 2】を作成し、奉仕予定申込書【別紙 3】を添えて、令和 3 年 5 月 31 日 (月) までに申し込む。
- (3) 参加確定申し込み (FAX 不可)
参加者は参加者確定申込書【別紙 5】に必要事項を記入し、団へ申し込む。
団は、参加者確定申込書(総括表)【別紙 4】に必要事項を記入し、参加者確定申込書【別紙 5】と参加費の残額を添えて、令和 3 年 7 月 15 日 (木) までに申し込む。
参加費は、他の参加者に振り変えることはできるが、いったん納入された参加費の払い戻しはしない。
- (4) 奉仕確定申し込み (FAX 不可)
奉仕者は奉仕確定申込書【別紙 7】を作成し、地区事務局に提出する。
地区事務局は奉仕確定申込書(総括表)【別紙 6】を作成し、予定確定申込書【別紙 7】と参加費を添えて、令和 3 年 7 月 15 日 (木) までに申し込む。
- (5) コロナ感染に伴う参加費の返還
参加者の参加費は返還しないが、コロナ感染に伴う参加の中止は、一部(参加章ワッペン・チーフリング・記念品等)を除き返還する。

(6) 申込先

〒791-1136 愛媛県松山市上野町甲 650 番地
生涯学習センター内
日本ボーイスカウト愛媛県連盟事務局
TEL089-963-8556 FAX089-963-8557

★参加費の振込等については、連盟事務局にお問い合わせください。

14. 服 装

- (1) 開会式・閉会式・記念式典は正装(制服・制帽)で参加する。
- (2) 制服には、参加章ワッペンを着用すること。
- (3) プログラム活動中は別途指示する。
- (4) その他については、各隊長に一任する。

15. 携 行 品

- (1) 個人携行品 (標準)
 - 令和3年度加盟登録証 ○運動靴 ○制服・制帽 ○作業着 ○作業帽
 - 寝袋 ○パジャマ ○作業用手袋 ○雨具 ○各種着替え ○水筒
 - ロープ ○手旗 ○コンパス ○針糸等補修用具 ○筆記用具
 - ナイフ(旅行中は腰に下げない) ○懐中電灯 ○健康保険証コピー
 - 救急用品(持薬等) ○マスク ○小銭 ○コロナ対策に必要なもの
 - その他野営に必要と思われるもの
- (2) 隊・班の携行品及び装備
 - 隊旗 ○フライシート・グランドシート(必要に応じて) ○工具一式
 - 灯具 ○救急薬品一式 ○宿泊用テント(個人用が望ましい)
 - 飲料水等(予備) ○非接触型体温計
 - その他 野営に必要と思われるもの。
- (3) プログラム用品
 - 後日、必要に応じて指示する。

16. 野 営 区

- (1) 野営管理班により、参加者人数を考慮して決定する。
 - キャンプゾーンのフリーテントサイト
 - オートキャンプ場サイト
 - キャンプゾーンの常設テント (奉仕者等)
 - キャンプゾーンのスタッフロッジ (大会本部・奉仕者等)

17. 献立表 (後日配布する)

18. 配給・給食

- (1) 期間中の食材はコロナ対策のため、レトルト食材を中心とする。
- (2) 8月12日から15日の夕食及び朝食は、団又は地区に配給する。
- (3) 8月13日・14日・15日昼食は、給食とする。
- (4) 大会期間中水分補給として、1人1日2本飲料水を配給する。
不足分は、個人又は団で対応とし、大会本部での湯茶の対応は中止する。
(コロナ対策のため)
- (5) 氷の支給はせず、注文は取らない。

19. 救護所

- (1) 医療救護の万全を期するため、救護所を設置する。
キャンプゾーンのスタッフロッジ(冷房完備)
- (2) 個人衛生
 - ① 参加者は、「健康観察記録票」【別紙8】を作成し、受付時に大会本部へ提出する。
 - ② 参加者は、期間中毎朝、朝礼までに体温を計測し、隊長に報告すること。
 - ③ 隊長は、スカウトの「健康カード」(団で使用しているもの)を受付時に大会本部へ提出する。
 - ④ 各隊長の指導のもとに、保健衛生に充分留意する。
- (3) 場外病院
会場内で発生した患者のうち、特別の治療を要する者は、松山市の救急指定病院に搬送する。

20. 安全管理

- (1) 快適な野営生活を過ごすとともに、記念大会として心に残る思い出とするためには、事故発生の防止に努めなければならない。
- (2) 指導者は、野外生活・大会活動を通じて、安全管理・安全指導について常に万全の配慮をしなければならない。
- (3) 参加スカウトは、ほんの少しの気のゆるみを取り返しのつかない事故につながる恐れがあることを忘れずに、定められたルールを厳守しなければならない。
- (4) 安全管理に関する細部については、別途「安全管理ハンドブック」に示す。

21. 特別遵守事項

- (1) ゴミ等は、次の通り分別して、所定の場所に出すこと。
①カン ②ビン ③生ゴミ(毎日回収する) ④プラスチック類
- (2) ゴミ袋は、大会本部から支給する。
- (3) 水不足の折から節水に努めること。

2 2. 入場及び手続き

- (1) 8月12日(木)、参加隊は、各隊で昼食を済ませ、12時より受付手続きを行い、受付終了後13時から16時までに、設営を完了すること。
※前日から一般使用者がいる場所は、若干遅れる場合がある。
- (2) 受付時に、「健康観察記録票」【別紙8】と「健康カード」を提出し、参加者全員の検温を行い、微熱のある者は参加させない。
- (3) 参加確定申込を超える追加参加は認めない。
- (4) 大会本部員及び奉仕者は、各班長の指示により集合する。なお、集合時に「健康観察記録票」【別紙8】を提出する

2 3. 退場及び手続き

- (1) 8月15日(日)11時までに撤営作業を完了させ、野営管理班に報告しその点検を受け撤営の承認を得る。
- (2) 点検承認後、閉会式、昼食後に退場する。
- (3) 退場時に、「健康カード」の返還を行う。
- (4) 大会本部員及び奉仕者は、各班長の指示により退場する。

2 4. 規則事項

- (1) 大会期間中、会場内における個人車両の使用は認めない。但し、集散時のバス・トラックの運行は、一定の統制(許可証の発行等)のもとに認める。
- (2) 運営本部車両、報道、警察、郵便、消防等が用務のために運行する業務車両は別に定める基準による。

2 5. 実施プログラム

※ プログラムは、現在計画中であるので、出来次第配布する。

2 6. その他

コロナ対策のため、カブ隊・ビーバー隊の見学は認めない。

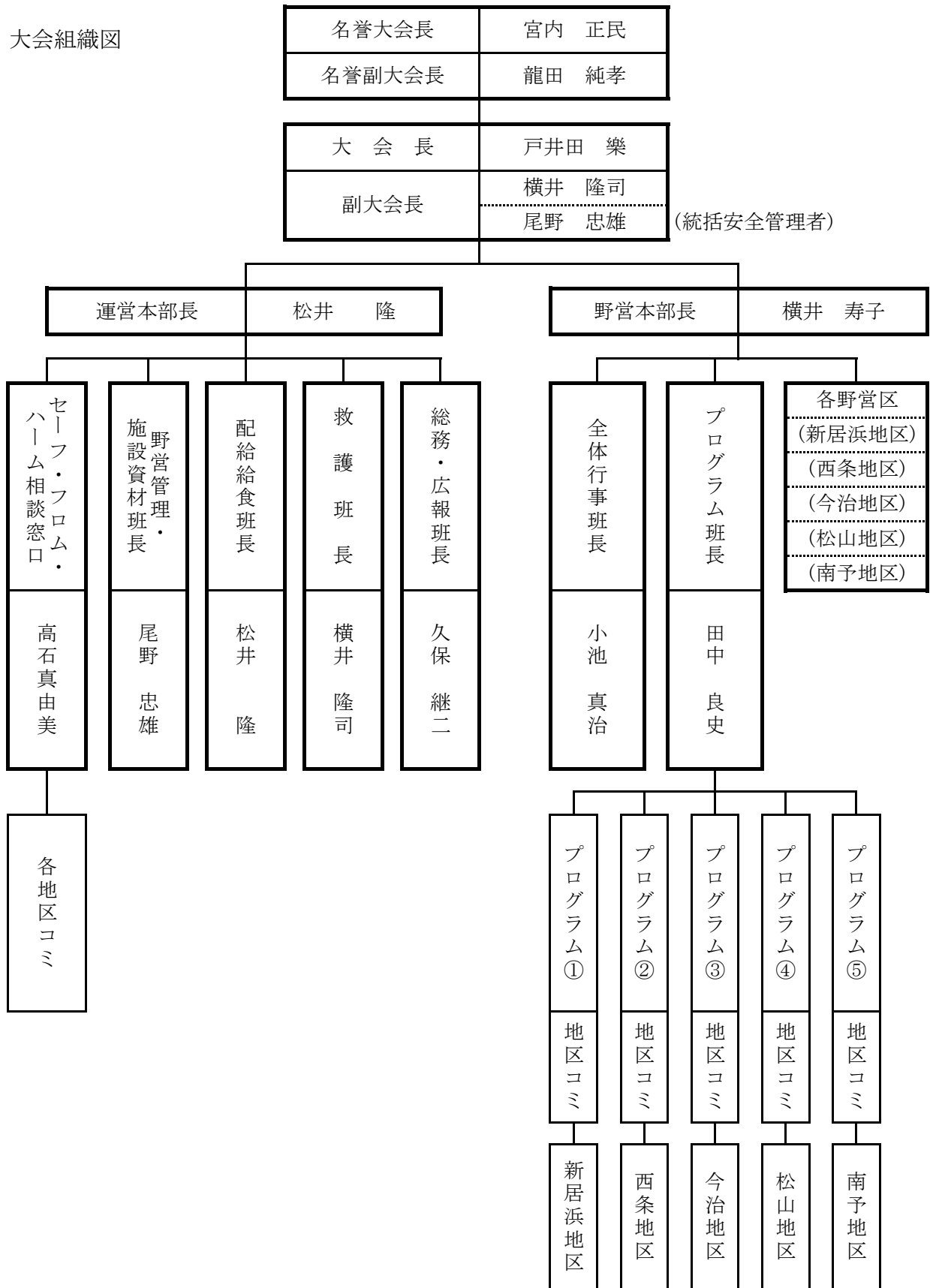
9. 日程表

時間	8月12日(木)	8月13日(金)	8月14日(土)	8月15日(日)
6:00		起床・洗面	起床・洗面	起床・洗面
7:00		朝食 各団朝礼	朝食 各団朝礼	朝食 各団朝礼
8:00		国旗掲揚	国旗掲揚	国旗掲揚
9:00		スカウトズオウン	スカウトズオウン	スカウトズオウン
10:00		場内プログラム ① ~ ⑤	場内プログラム ① ~ ⑤	徹 営
11:00				閉会式
12:00	受 付 (検温)	昼食(給食)	昼食(給食)	昼食(給食)
13:00				解 散
14:00	設 営	場内プログラム ① ~ ⑤	場内プログラム ① ~ ⑤	
15:00				
16:00	配給16:00~	配給16:00~	配給16:00~	
17:00	隊長会16:30~	隊長会16:30~	隊長会16:30~	
18:00	夕 食	夕 食 自由時間	夕 食 自由時間	
19:00	開会式		営火準備	
20:00	交歓会	交歓会	大営火	
21:00	自由時間 就寝準備	自由時間 就寝準備	自由時間 就寝準備	
22:00				
23:00	消灯・就寝	消灯・就寝	消灯・就寝	

※ 国旗掲揚 8:00

※ 国旗降納 17:00

10. 大会組織図



1 1. 各班の所掌業務

- (1) 総務・広報班
 - ・参加隊及び大会奉仕者の名簿の作成及び受付に関する事。
 - ・他団体との調整に関する事。
 - ・来賓名簿の作成及び来訪者の受付・接待に関する事。
 - ・各班の調整に関する事。
 - ・報道機関への取材依頼を行う。
 - ・報道機関に対する取材協力に関する事。
 - ・記録写真及びビデオの撮影に関する事。

- (2) 救護班
 - ・医師・看護師の派遣要請に関する事。
 - ・救護所の開設及び運営に関する事。
 - ・救護所の医薬品等の補給に関する事。
 - ・救急車の手配及び患者輸送に関する事。
 - ・コロナ対策についての指導・助言に関する事。

- (3) 野営管理・施設資材班
 - ・野営用資材の調達・配分に関する事
 - ・プログラム用資材の調達・提供に関する事。
 - ・会場の設営に関する事。
 - ・野営区の割り当てに関する事。
 - ・野営規律の維持・安全の保持に関する事。
 - ・設営・徹営及び野営生活についての指導に関する事。
 - ・会場内の巡回警備・火災及び遺失物の処理に関する事。
 - ・会場内の車両運行に関する事。
 - ・会場内のコロナ対策に関する事。
(物品の購入及び消毒作業も含む)
 - ・ごみ処理に関する事。
 - ・炊事棟の衛生管理に関する事。

- (4) 配給・給食班
 - ・献立表の作成及び食料品の調達に関する事。
 - ・奉仕者への食事の作成・提供に関する事。
 - ・参加者への昼食の作成・提供に関する事。
 - ・参加者への朝食・夕食材料の配給に関する事。
 - ・参加者への飲料水の配給に関する事。
 - ・分別用ごみ袋の支給に関する事。

- (5) 全体行事班
 - ・全体行事の計画・実施に関する事。
(開会式・閉会式・交歓会・大営火)
 - ・国旗儀礼・スカウトオウンの実施に関する事。

- (6) プログラム班
 - ・場内プログラムの企画・実施に関する事。
 - ・県内の地区(5地区)別に依頼する事。
 - ・実施内容の調整に関する事。
 - ・プログラム参加者の調整に関する事。

安全管理ハンドブック

第 1 章 総 則

1. 基本原則

- (1) 安全はすべてに優先する。自分の安全は自分で守り、また、定められたルールや注意事項を守って、参加者一人ひとりが健康安全と事故の発生防止に努め、楽しく快適な野営生活や活動をおくるよう心がける。
- (2) スカウトは、他の参加スカウトと協力して、互いの安全を確認し助け合って活動するとともに所属隊長及び関係指導者の指示に従って行動する。
- (3) 指導者は、集散の移動及び大会期間中を通じて常に安全指導・安全管理について、万全の配慮をする。
また、定められた注意義務を履行し、安全確保が習慣化するように指導する。
- (4) 参加者の「健康カード」(団で使用しているもの)を団でまとめて、受付時に提出すること。なお、閉会後に各団に返還する。
- (5) 参加者の違反行為が原因で事故を起こしたときは、保険金の支払いが行われないことがある。
- (6) コロナ感染症のため、特別に別途「新型コロナウイルス感染症対策」を設定し大会開催前2週間は「健康観察記録票」【別紙8】を付け、大会の受付に提出すること。

2. 安全管理の組織と業務

日本ボーイスカウト愛媛県連盟 70 周年記念 第 16 回愛媛県連盟野営大会の安全管理に関することを所掌するため大会組織中に、統括安全管理者、安全管理者、副安全管理者(以下、一括して「管理者」と称す)並びに安全係を置く。

管理者及び安全係は、安全に関する助言と勧告を行うとともに、責任者の指示に基づき、指導、監督を行う。

名 称		担 当 者	役 務
管 理 者	統括安全管理者	指名された副大会長	大会期間中のすべての安全管理に関する事項を統括し、大会長を補佐する。
	安全管理者	運営本部長	運営本部の安全管理に関する事項を統括する。
	副安全管理者	野営管理・施設資材班長	野営生活全体の安全に関する事項を指導監督する。
		野営本部長	行事及びプログラムにおける安全に関する事項を指導監督する。
安全係	各班長	各班業務遂行における安全に関する事項を指導監督する。	
	各隊で指名された者 各班(係)で指名された者	現場の安全管理を担当する。	

3. 安全会議

(1) 統括安全会議

統括安全管理者は、必要に応じ管理者を招集し、自ら議長となって開催する。

(2) 安全会議

各管理者は、必要に応じ安全係を招集し、自ら議長となって安全会議を開催する。

第 2 章 野営生活における安全管理

1. 基本

(1) 安全で快適な野営生活を送るには、指導者・スカウトとも予想される危険の予防に努め、安全を先取りすることが重要である。

(2) 参加者は、野営日課を厳守し、食事・睡眠・排泄・更衣・清潔の基本事項を身に付け、健康に留意した快適な生活環境の保持と時間の管理により、節度ある野営生活をおくる。

① 出発前、2週間の健康状態を確認する。

② 出発前日までの生活状況を知る。(部活動、外泊旅行の有無)

③ 参加期間中、朝礼前の点検等に検温し、健康調査を行う。

④ 洗顔、手洗い、着替えを励行させる。

⑤ 肌着の洗濯、衣類・寝具類の乾燥、テント内の乾燥を奨励する。

(3) 正しい用具の使用

① 設営のための用具の使用は、平素の訓練の成果を表すよい機会であることを念頭において行う。

② 包丁、なた、斧、ナイフ等の刃物の使い方、格納の安全管理を徹底し、刃物による傷を負わぬよう、特に注意する。怪我は、楽しい野外活動の妨げになることを銘記する。

(4) 水道敷設管、電線等への注意

水道管敷設標識両側 1 m以内にテントのペグ、棒類を打ち込んではいない。また、配線する電気・電話線等に注意する。

2. 野営管理

(1) 交通安全

道路を横断・通過するときには交通安全に充分注意する。

(2) 食中毒の防止

① 配給された食材料のうち、生肉、牛乳等腐敗しやすいものはその日のうちに調理し、翌日に持ち越さない。

② 配給された食材料のうち、変色したり、味が変わったものは直ちに届け出て廃棄すること。

③ 生水は絶対に飲料水としないこと。

(3) 害虫・毒草木の被害防止

過去の野営における治療件数を見ると、ブヨ、蚊、ハチ等による被害が多い。状況に適した長袖・長ズボン等の服装と初期治療(石けんと流水とで皮膚を十分に洗浄し、冷湿布)をすること。

- (4) プロパンガス等火気の使用については、参加隊は認めない。
- (5) 火災
 - ① 奉仕隊は、火気の取り扱い及び火災発生の予防に万全の注意を払う。
 - ② 火災発生の場合には、直ちに周囲に伝え、応急消火に努め野営管理班に急報する。
- (6) じん芥
 - ① 大会会場にはあらかじめ不要なものは持ち込まない配慮をして、残材やゴミを少なくする。
 - ② 会期中は野営管理班を通じて支給する分別用ゴミ袋で、カン、ビン、生ゴミ、プラスチック類に分別し、生活環境を良好に保つため、指定の場所に集積する。
- (7) 使用が許可されていない地域への進入禁止
大会の使用区域として許可を受けていないところがあるので、そこには立ち入らない。立ち入り禁止の箇所には必要な表示がなされる。
- (8) 共同使用施設
会場内に設けられた給水場、シャワー室、トイレ等は、共同使用の場所であることを認識し、お互いに節水して使うように心がける。

3. 天候による対策

(1) 雷対策

落雷のもつ巨大なエネルギー（約 400 k W / h = 家庭用電力量の 2 ヶ月 = プロ野球ナイター約 30 分間）からみれば、人間の絶縁保護作用は皆無に近く、人体はいわばブロンズ像に等しいといわれる。つまり、人への落雷は、人が金属類を身につけているかの有無ではなく、人そのものが電流の良導体であることによる。

また、落雷は金属・非金属にかかわらず、高く突き出ているものに落ちやすい。このことから、雷が発生したときは次の事項に留意する。

- ① 雷が接近して大粒の雨がともなうときは、雷雲がすぐ頭上にある。大粒の雨はヒョウやアラレになりそこねたものであるので、落雷直前を意味するので、全力を挙げて安全地帯へ逃れる。
- ② 雷雲の進行方向とは逆の方向の山陰や稜線より低い森林地帯に避難する。（尾根・水辺・広場・高い木の真下は危険）。
- ③ 高いポールや樹木（樹木の場合は、枝先・葉先）から必ず 2 m 以上離れる。
2 m 以上の距離をとらず、また木の近くに立っていることは、平地に立っているよりも危険を伴う。
高さが 4 m 以上あれば、その根元から 4 m 以内の範囲内で姿勢を低くしてしゃがむ。（頂点を 45 度の仰角でみる範囲に入る。）
なお、送電線や配電線の下、高さの 2 倍幅の帯状域内も保護範囲ではある。
- ④ 密集して歩かない。また、テント内でも密集しない。雷雨中は、テントの支柱や屋外のポール等から離れる。
- ⑤ 退避姿勢は、腹ばいではなく両足をぴったりつけ、抱え込むようにしてしゃがみ、周辺の物体より頭を低くする。（頭の付近の電位を低くするため。立っている状態の人間の頭部付近の電位は約 200 ボルト。しゃがんだ時の電位は 50 ボルト以下）。
- ⑥ 被害を小さくするため、頭部や胸（心臓近く）から上には絶対に金属類は付けない。ヘアピン・バッチ・メガネ・ネックレス・腕時計等は外し、ズボンのポケット等に入れる。雨が降っていても傘はささない。

金属を捨てても少しも安全になったとはいえない。むしろ腕などに金属類を付けていたことによって人体面に沿った放電を起こしやすくし、呼吸作用や心臓の鼓動を止めるようになる体内方向への電流の流れを変えて、体の外側方向に導く働きをすることがある。

- (2) 風雨対策
風雨に備え、キャンプサイトは設営するときから、地形と水路をよく確認する。
- (3) 濃霧
会場付近での濃霧の発生はまれであるが、万一発生したときはその場を動かさず、晴れるのを待つ。
- (4) 退避命令の発令
 - ① 野営本部長は、台風及び豪雨等により野営生活が困難と判断したときは、すみやかに運営本部長に連絡し、その指示によって退避命令を発令する。
 - ② 退避を支持された参加隊・奉仕者は、キャンプサイトを時間の許す限り整理し、その指導者の一部は残留監視の処置を講ずる。
 - ③ 退避を指示された参加隊・奉仕者は、寝具・及び個人携行品を取りまとめ、あらかじめ指示された緊急集合場所に移動する。
 - ④ 運営本部長は、退避者及び退避先の状況等の把握に努めなければならない。

第 3 章 プログラム活動における安全管理

1. 基本

プログラム活動において事故を防止するには、関係者が、方法、実施場所、施設、用具、人等について常に安全管理に即した対応をとることが求められる。また、参加者の安全管理にかかわる注意義務を充分尽くすことが必要であり、それぞれの立場で、事前の検討と実施にあたっての安全対策を講じなければならない。

2. 安全管理の方法

- (1) 活動方法の安全管理
プログラム活動の実施にあたっては、段階をおって、ゆとりを持って展開する。活動は一般的には準備運動、主たる活動の展開、整理運動に終わるが、技術の難易度、実施時間の長短、時期等についても留意する。
- (2) 場所の安全管理
 - ① 活動の目的に適合した施設でなければならないし、また、活動の周囲の状況を充分把握して行う。このため、事前の調査を充分に行い、緊急時に備えた対応策を整える。
 - ② 場所の管理で危険な状況が生じたときには、直ちに修復する。
 - ③ 修復不可能の場合は、そのプログラムを中止する。
 - ④ 「破損中で危険であるから注意して実施せよ」という指示は、絶対に出してはならない。
 - ⑤ 気象条件が著しく悪化し、危険な状況が予想されるときは、関係者と協議のうえ、そのプログラムを中止する。
- (3) 用具の安全管理
プログラムに使用する用具は、実施するものと見学者または活動の相手に危険を生じるものがあるので、いかなる場合にもこれを用いる者の身体や運動能力に適合することを要し、常に点検を怠らず、破損した用具は絶対に使用しない。

(4) 人の安全管理

活動の主体である人をめぐる安全管理は、身体の状態、心の状態等複雑な要素を含む。このため健康観察による的確な指示と、参加スカウトの自主的な健康申告を要する。

3. 安全指導の方法

参加者一人ひとりに安全について理解させ、安全確保が習慣化するように指導し、次の事項について充分理解させる。

- ① ルールを守る
- ② 自分の行動に責任を持つ
- ③ プログラムの正しい実施
- ④ 用具の正しい利用法
- ⑤ 健康状態の把握
- ⑥ 服装の適否と的確な行動

4. プログラム別安全管理

別途作成する「プログラムガイド」に示す安全のための諸注意を遵守する。

第 4 章 救護所の設置

1. 救護所と委託病院

参加者の健康管理のため、救護所を設置するが、万一の場合は消防に救急要請する。

2. 対応

- (1) 傷病者は、救護班員の指示を受ける。
- (2) 会場内で発生した患者のうち、救護班員の判断により場外の救急病院に搬送する場合がある。
- (3) 場外の救急病院での診療治療費は、自己負担になる。参加者は健康保険証またはそれに相当するものを持参する。

第 5 章 事故対策

1. 緊急連絡先

参加者は、住所以外に緊急連絡先があるときは、「健康観察記録票」に連絡先、電話番号を記入する。

2. 事故発生時の一般原則

発生	方 法
事故者に対する措置	傷害の程度に応じて、人命救助、健康保全のための必要適切な処置をとる。
救護班への通報	「いつ、どこで、だれが、どうしたか」を報告し、「今しなければならないことは何か」の指示を受ける。
搬送	傷病の状況に応じて救護所に運び、必要に応じて救護所から

	適当な病院に運ぶ。
証拠の保全	現場写真の撮影、事情聴取、凶面の作成、目撃者の所属・氏名の確認に留意する。
報告	上位の管理者に事故災害の状況を報告する。

3. 応急手当の一般的注意事項

当事者の生命を救うため、沈着冷静・迅速・的確に次の処置をとる。

- (1) 意識の有無、傷の状態・症状等を考えて、楽な姿勢で寝かせる。
- (2) 一刻も早く手当てを要する事故者は、素早く手当てする。
 - ① 止血……………止血法
 - ② 呼吸停止……人工呼吸(AEDの利用)
 - ③ 熱傷……………水をかけて冷やす。衣服着用部位であれば衣服の上から水をかける。
 - ④ 意識不明……窒息防止、症状観察
 - ⑤ 捻挫・骨折…固定して冷やす。
- (3) 重度の事故者は、意識の有無、体温、呼吸の有無、心臓停止の有無、頭部の怪我の有無を調べる。
- (4) 寒さを防ぐために、毛布等で保温する。
- (5) 飲み物を与えてはならない者
 - ① 意識の無い者
 - ② 頭部・胸部・腹部損傷(損傷の疑いを含む)者
 - ③ 手術を必要とする者
 - ④ 吐き気のある者
 - ⑤ すぐ医者にかかれる者
- (6) 搬送前に患者の様子をよく観察し、窒息防止、止血までの手当てをして、悪い箇所、安静を保たせる部位を保護し、頭・肩・腰・大腿・下腿を支えて、3人以上で運ぶ。

4. 事故処理

方 法	処 理
事故報告	事故の人身・対物を問わず、すべて管理者に直ちに報告する。
人身事故	事故が人身にかかわる場合、事故発生場所で業務に携わる指導者または安全係は、救護のため応急処置をとった後、事故報告の手続きをとる。
管理者の処理	事故の報告を受けた管理者は、直ちに上位の管理者に順次報告する。
重傷、死亡事故	発生事故が重傷または死亡にかかわる場合、統括安全管理者は、大会長の名により緊急対策本部を設置し、必要な事後処理を行う。

5. 参加隊長の確認

事故者の所属する参加隊長は、次の事項を確認する。

- ① 近親者・所属団・県連盟関係者への連絡
- ② 帰宅を必要とするときには、その手続きの実施

- ③ 重傷または死亡事故発生に際しては、その近親者を現地に向かわせるための手配（運営本部を通じて行う）

6. 重大事故の処理

統括安全管理者は、重大事故発生に際しては、次のように処理する。

内 容	処 理
対策本部	事故処理のため、緊急対策本部を編成する。
事情聴取	事故にかかわりのある指導者及び救助に立ち会った関係者から、詳細な事情説明を受ける。
救助	必要と思われる救助活動に協力する。
連絡調整	事故者の所属隊長及び団、並びに事故者が本部要員の場合は所属長と密接な連絡を取り、事後処理の手続きを進める。
報告書	事故及びその処理、その他援助を受けたこと等の報告書を作成し、速やかに各班に伝達して、事故の再発防止に努める。
中止勧告	安全のため、必要と判断した場合は、大会長に対し中止または延期を勧告する。

7. 部外発表

事故に関する部外への発表は、運営本部総務・広報班を通じて行い、参加者全員は誤解を招かぬよう、その言動は厳に慎まなければならない。

8. 緊急対策本部の構成員

大会長の指名に基づき、統括安全管理者を本部長とし、下記の部員をもって、緊急対策本部を構成する。

- ・統括安全管理者 1名
- ・安全管理者 1名
- ・副安全管理者 2名以上
- ・事故者の所属する団要員 1名以上